

○須高行政事務組合財務規則

(昭和59年10月9日規則第2号)

改正 平成4年3月19日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定により、法令、条例又は他の特別の定めがあるもののほか、財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(財務に関する規定)

第2条 財務に関しては、須坂市財務規則（平成2年規則第6号）の例による。

附 則

この規則は、昭和59年10月9日から施行する。

附 則（平成4年3月19日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。